

令和7年度焼津市立保育所ICT化システム導入に係る公募型プロポーザルについての回答書

	事項	質問	回答
1	「実施要領 3ページ 4. 参加手続等 (6) ①」について	企画提案書について、「A4版横」と記載がございますが「A4版縦」でのご提出は可能でしょうか。	可能です。
2	「実施要領 4ページ 6. 審査の方法 (2)」について	投影機器（プロジェクターやスクリーン、ディスプレイ等）やHDMIケーブルなどをお借りすることはできますでしょうか。	可能です。 プロポーザル当日は、55インチの液晶モニターとHDMIケーブルをご用意させていただきます。
3	「実施要領 4ページ 6. 審査の方法 (2) ④」について	「デモンストレーション（10分程度）」とございますが、提案事業者側でプレゼンテーションの30分以内であれば、企画提案書の説明とデモンストレーションの時間配分を変更してもよろしいでしょうか。	可能です。 企画提案書の説明とデモンストレーションの時間配分を含め、提案事業者のプレゼンテーション能力かと存じます。 しかし、当市の選定委員が審査できるようシステムの紹介として、10分前後のデモンストレーションを実施いただけると幸いです。
4	「仕様書 2ページ (2)機器類及び通信仕様 ①」について	「登降園打刻用のICカード・QRコードリーダー」は、貴市にてご用意いただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、ご用意いただける場合、参加業者から利用機器の指定は可能でしょうか。	その通りです。 システムの運用に関して、利用機器の指定がある場合は、プレゼンテーションに含めてご提案いただきたいと思います。

5	「様式第5号 仕様書企画提案書等提出届兼誓約書」について	「ク 会社概要」7部の提出について、実施要領2ページ4. (1) 参加に必要な書類の提出④(イ)とは別に7部提出が必要となりますでしょうか。提出が必要な場合、企画提案書に綴じずに7部提出でよろしいでしょうか。	その通りです。 参加に必要な書類の提出④(イ)とは別に、企画提案書に綴じずに7部ご提出ください。
6	「様式第8号 業務実施体制調書」について	年齢を記載する箇所がございますが、個人情報となりますので業務遂行上支障がない場合は、記載を控えさせていただくことは可能でしょうか。	業務実施体制調書は、当市が業務の管理責任者、担当者把握するための調書であり、内部資料として保管いたします。すべての項目をご記入ください。
7	「機能要件対応表 全般」について	1つの回答枠に複数の要件が含まれている場合など、一部の要件のみ対応可能な場合は、該当箇所に「○」と回答のうえ、詳細を備考欄に記載すればよろしいでしょうか。	一部の要件のみ対応可能な場合は、代替案として扱うため、該当箇所に「△」と回答のうえ、詳細を備考欄に記載いただきたいです。
8	「機能要件対応表 全般」について	ご提案システムのコンセプトや操作性、デザイン性の観点から、要求されている操作が不要である場合や、より見やすい方法などで目的を達成している場合には、「○」と回答のうえ、詳細を備考欄にご記載する形でよろしいでしょうか。	一部可能です。 機能要件一覧表No.151「プルダウン等から」のように、「～等」「～など」と記載がある項目については、「○」と回答のうえ、詳細を備考欄に記載いただきたいです。 その他の項目については、代替案として扱うため、該当箇所に「△」と回答のうえ、詳細を備考欄に記載いただきたいです。
9	「機能要件対応表 No.21」について	「各職員ごとに有効期限を設定でき、有効期限が切れた職員はログインすることができなくなる。このとき、その職員がログインしていたすべての端末で自動的にログアウトされること。」とありますが、仮に職員がログインしたままの状態ですべての端末が終了した場合、次の操作時や画面遷移時などのタイミングで自動的にログアウトされ、再度ログインを求められるという動作でよろしいでしょうか。	その通りです。

10	「機能要件対応表 No.53」について	「取り消された内容」の確認は、具体的にどのような場面でのご利用を想定されておりますでしょうか。 1つの申請に対して、承認前に取り消した情報、承認前の内容、承認後の内容など、複数の状態が混在することで、関係者間で行き違いが生じる可能性もあると考えております。 そのため、実際の運用シーンを踏まえたうえで、適切な対応方法をご提案できればと存じます。 差し支えなければ、想定されている利用シーンについてご教示いただけますと幸いです。	1つの例として、職員の混乱を防ぐためです。 保護者から「欠席・お迎え時間の変更」等の申請があった際に、申請の通知は確認したが、すぐに承認できない場合があります。その際に、職員の記憶では申請があったが、システム上では取り消され記録が確認できないと、混乱が生じます。
11	「全般」について	質問において、仕様書や機能要件に明示されていない操作方法やデザイン性等に関する情報が、事業者から提示される場合があります。これらに対するご回答は、あくまで参考情報としての位置づけであり、それに準拠した提案が必須となるものではなく、同等の成果が得られる他の手法による提案も許容されるという理解でよろしいでしょうか。 提案内容が特定の事業者の考え方に誘導されることなく、公平な競争性が確保されることを確認させていただきたく、念のためお伺いしております。	その通りです。 機能要件一覧表の必須項目については、ご提案いただきたいです。 しかし、その他の操作方法やデザイン性等に関しては、同等の成果が得られる他の手法による提案も許容し、総合的に審査いたします。